

3-1 工学部履修細則 〈平成22年度(2010)の入学者に適用〉

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

2 生命環境化学学科化学技術コースの履修の内規は、別に定める。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）をおく。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は別表に示すとおりである。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い、124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、一般共通科目を28単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目68単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学学科においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、一般共通科目を22単位以上、共通基礎科目を24単位以上、専門科目78単位以上を修得しなければならない。

第6条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

第6条の2 生命環境化学学科においては、生命環境化学コースの学生が、化学技術コースの科目及び当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学コースの科目（教職科目及び自由単位科目を除く）を履修し単位を修得した場合は、授業科目読替が認められている科目を除き、10単位を上限とする他学科履修の単位に含める。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第8条 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第9条 削除

(履修手続)

第10条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条 届け出していない授業科目を履修することはできない。

第2章 課程

第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

第12条 一般共通科目を，一般教養科目と外国語科目にわたる。

2 前項の一般教養科目と外国語科目は，別表に示すとおりである。
(一般教養科目と外国語科目)

第13条 一般教養科目については，各学科の課程に定めるところにより，単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては，18単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては，必修科目2単位のほか16単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては，必修科目2単位のほか16単位以上を修得しなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科においては，必修科目4単位のほか10単位以上を修得しなければならない。

第13条の2 外国語科目については，各学科の課程に定めるところにより，単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては，必修科目の英語Ⅰ～Ⅳ各1単位，英語演習Ⅰ～Ⅳ各1単位及びコミュニケーション英語2単位を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては，英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし，それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては，英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし，それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科においては，英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし，それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第14条 共通基礎科目を，数学系科目と理学系科目にわたる。

2 前項の数学系科目と理学系科目は，別表に示すとおりである。
(数学系科目と理学系科目)

第15条 数学系科目と理学系科目については，各学科の課程に定めるところにより，次の単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては，数学系科目から必修科目18単位，理学系科目から必修科目6単位，数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて4単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては，数学系科目及び理学系科目から，必修科目10単位，選択必修科目6単位及び選択科目12単位の計28単位以上を修得しなければならない。
選択必修科目6単位については，基礎物理実験・生物学実験から2単位，生命の科学・生活の科学・環境の科学から4単位を修得しなければならない。基礎物理実験・生物学実験から2単位，生命の科学・生活の科学・環境の科学から4単位を超えて修得した単位は選択科目の履修単位に振替える。
- 4 情報システム学科においては，数学系科目から必修科目4単位，理学系科目から必修科目4単位，数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて20単位以上を修得しなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科においては，数学系科目から必修科目4単位，理学系科目から必修科目6単位，数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて14単位以上を修得しなければならない。

第2節 専門課程

(専門科目)

第16条 各学科における専門科目は，別表に示すとおりである。

第17条 専門科目は，各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

- 2 機械工学科においては，必修科目36単位のほか，選択必修科目と選択科目で32単位(うち選択必修科目12単位以上)を含め，68単位以上修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては，必修科目16単位のほか，選択必修科目6単位，選択科目48単位を含め70単位以上修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、必修科目26単位のほか、選択必修科目8単位、選択科目36単位を含め70単位以上修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、必修科目48単位のほか、選択科目30単位を含め78単位以上修得しなければならない。

第17条の2 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第3節 教職課程

(履修願)

第18条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の初めに、学則別表Ⅰに定める教職授業料を添えて教職課程履修願を提出し、許可を受けなければならない。

(教職に関する科目)

第19条 教職に関する科目に関しては、工学部規程別表Ⅳにしたがって、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目35単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目27単位を修得しなければならない。

(教科に関する科目)

第20条 中学校教諭1種免許状(技術)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭1種免許状(工業)を取得する場合の教科に関する科目については、職業指導Ⅰ・Ⅱの各2単位、工業の関係科目16単位を修得しなければならない。

第20条の2 中学校教諭1種免許状(理科)及び高等学校教諭1種免許状(理科)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

第20条の3 中学校教諭1種免許状(数学)及び高等学校教諭1種免許状(数学)又は高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

(教科又は教職に関する科目)

第21条 教科又は教職に関する科目は、工学部規程別表Ⅳに定める教科又は教職に関する科目を含め、前3条に規定する教科に関する科目又は第19条に規定する教職に関する科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は8単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は16単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第22条 教育実習を履修するためには、あらかじめ教職論、教育原理、教育制度論、発達・学習論各2単位のほか、免許教科の種類に応じて、技術科教育法Ⅰ～Ⅳ各2単位又は工業科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位、理科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は理科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位、数学科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は数学科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位又は情報科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位を修得しておかななければならない。

第23条 (削除)

(教員免許に関する日本国憲法及び体育等の履修)

第24条 教員免許取得の資格を得るためには、日本国憲法に関する科目2単位及び体育に関する科目2単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほかに、外国語コミュニケーションに関する科目2単位及び情報機器の操作に関する科目2単位を修得しなければならない。

第3章 進級及び留年

(進級)

第25条 第2学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に

関して、自由単位を除き、32単位以上を修得していなければならない。

- 3 生命環境化学科、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第26条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、62単位以上を修得していなければならない。

第27条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目24単位及び選択科目4単位を取得し、専門科目の必修科目26単位、選択必修科目と選択科目で22単位（うち選択必修科目12単位以上）以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学科生命環境化学コースの学生が第4学年に進級するためには、実験科目の必修10単位・選択必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、106単位以上を修得していなければならない。

生命環境化学科化学技術コースの学生が第4学年に進級するための要件は、生命環境化学科化学技術コースの履修内規第13条に定める。

- 4 情報システム学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位、選択科目16単位、共通基礎科目の必修科目8単位及び選択科目20単位を取得し、専門科目の必修科目18単位、選択必修科目8単位及び選択科目20単位以上を修得していなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位及び選択科目6単位、共通基礎科目の必修科目10単位及び選択科目8単位を取得し、専門科目の必修科目38単位及び選択科目28単位以上を修得していなければならない。

（留年）

第28条 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかつた学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第1学年、第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

（留年生、転入生及び編入生の履修）

第29条 留年生、転入生及び編入生は、第8条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第1学年の留年生は、第2学年のための授業科目。
- (2) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
- (3) 第3学年の留年生は、卒業研究（生命環境化学科においては生命環境化学調査研究を含める）及び教育実習を除く第4学年のための授業科目。
- (4) 転入学、編入学又は転学科により第2学年に転入又は編入した学生の履修については、前第2号と同様に取り扱うものとする。
- (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

（留年生、転入生及び編入生の復修）

第30条 留年した学生及び第2学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

（雑則）

第31条 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することができる。

- 附則 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。
- 3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。
- 附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。
- 附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。
- ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
- 附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。
- ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
- 附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
- 〔平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕
- 附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。
- ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
- 附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。
- 附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

3-1 工学部生命環境化学科化学技術コースの履修内規

(目的)

第1条 この内規は、工学部規程及び工学部履修細則に基づき、生命環境化学科化学技術コースの履修に関する基準について定め、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 化学技術コースの教育課程は、工学部規程別表Ⅰの定めるところによる。

2 化学技術コースには、日本技術者教育認定機構が定める次の学習保証時間を設ける。

- 一 人文社会科学等：250時間以上
- 二 数学、自然科学、情報技術：250時間以上
- 三 専門分野：900時間以上

3 年間総履修単位数50単位の範囲内で、工学部規程別表Ⅱの定める生命環境化学科生命環境化学コースの科目を履修できるものとする。

生命環境化学コースで修得した単位は、10単位を上限とする他学科履修の卒業要件単位に含める。ただし、生命環境化学コースの授業科目読替の対象となる科目はすべて自由単位とする。

4 生命環境化学コースの学生が化学技術コースの科目を履修することを妨げない。ただし、化学技術コースで修得した単位は、教職科目及び自由単位科目の修得単位、並びに化学技術コースの授業科目読替の対象となる科目を除き、10単位を上限とする他学科履修の卒業要件単位に含める。

(卒業条件)

第3条 化学技術コースを卒業するためには、第5条から第10条に定める履修の要件に従い、次のとおり124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 化学技術コースにおいては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。
- (2) 化学技術コースにおいては、別に定める教育目標をすべて達成していなければならない。また、前条第2項に定める学習保証時間について、各分野を含めて総計1,800時間以上を達成しなければならない。
- (3) 化学技術コースにおいては、工学部規程の別表Ⅲ「早期卒業の認定基準」に基づく早期卒業の規定を適用しない。

第4条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(一般共通科目)

第5条 一般共通科目を、一般教養科目と外国語科目にわたる。

2 前項の一般教養科目と外国語科目は、工学部規程別表Ⅰに示す通りである。

(一般教養科目と外国語科目)

第6条 一般教養科目については、必修科目4単位及び選択必修科目2単位を含め、14単位以上を修得しなければならない。

2 外国語科目は、必修科目12単位を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第7条 共通基礎科目を、数学系科目と理学系科目にわたる。

2 前項の数学系科目と理学系科目は、工学規程別表Ⅰに示す通りである。

(数学系科目と理学系科目)

第8条 化学技術コースにおいては、数学系科目及び理学系科目から、必修科目10単位、選択必修科目4単位及び選択科目14単位の計28単位以上を修得しなければならない。

選択必修科目4単位については、基礎物理実験・生物学実験から2単位、基礎線形代数・応用線形代数・微分学・積分学・確率統計学・微分方程式(J)・基礎科学計算から2単位を修得しなければならない。それぞれの科目群から2単位を超えて修得した単位は選択科目の履修単位に振替える。

(専門科目)

第9条 専門科目は、工学部規程別表Ⅰに示す通りである。

第10条 専門科目は、必修科目32単位、選択必修科目32単位を含め、選択科目と合わせて計70単位以上を修得しなければならない。

(進級要件)

第11条 第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第12条 第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。

第13条 第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目16単位、選択必修科目2単位及び選択科目8単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目4単位及び選択科目14単位、専門科目の生命環境化学特論、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱ、生命環境化学基礎実験Ⅰ(J)・Ⅱ(J)、生命環境化学専門実験Ⅰ(J)・Ⅱ(J)、生命環境化学ゼミ(J)の計16単位を含めた、52単位を修得していなければならない。

(雑則)

第14条 第1条から第13条に規定する以外の事項は、工学部履修細則の条項を準用する。

附則 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。